

ブランディング戦略策定業務委託仕様書

1 委託業務名

ブランディング戦略策定業務委託

2 事業の目的

佐賀県には豊かな地域資源を活かした魅力ある県有施設が多数あるが、施設を設置・整備した部局がそのまま所管していたことから、時代や利用者のニーズに十分対応できていないものや「利用者目線」での活用が十分でないものがある。

佐賀県では、こうした県有施設を利用者目線で磨き上げ、佐賀県の未来に向けて、交流人口の増加を図ることとしている。

本事業では、対象となる県有施設の磨き上げのため、目指すべき姿や方向性を明確化し、クリエイター等の専門家の知見を活用するなどして、ブランディング戦略を策定することを目的とする。

3 対象とする県有施設

本事業では、以下の県有施設を対象とする。

施設名称	所在地
波戸岬海浜公園	唐津市鎮西町名護屋
波戸岬少年自然の家	唐津市鎮西町名護屋
北山キャンプ場	佐賀市富士町
レイクサイド北山（21世紀県民の森）	佐賀市富士町
北山少年自然の家	佐賀市富士町
黒髪少年自然の家	武雄市山内町
宇宙科学館	武雄市武雄町
九年庵	神埼市神埼町
イマリンビーチ【伊万里市人工海浜公園】	伊万里市黒川町
白浜海水浴場【太良人工海浜公園】	太良町大浦
ムツゴロウ公園【住ノ江港緑地】	小城市芦刈町

4 事業の内容

県有施設のブランディング戦略策定に関する次の業務を行う。

(1) 本事業全体の統括ディレクション業務

本事業の趣旨を尊重するとともに、各施設の特性に留意し、事業全体の監修及び企画、制作、進行を行う。

なお、必要に応じて知見を有する専門家（クリエイター、デザイナー等）と連携するなど、具体的な体制についても提案すること。

(2) ブランディング戦略（中長期的な目標、コンセプト、ターゲット等）の策定
対象施設の分析や課題の整理を行いながら、強みや将来性等のポテンシャルを探り、目指すべき姿や中長期的な目標（利用者数、利用者満足度等）、コンセプト及びターゲット等を設定したブランディング戦略を策定する。

なお、11の施設全体や分野・エリア毎に策定することも可能とする。また、策定までの具体的な手法やスケジュールについても提案すること。

(3) 広報戦略の策定

(2)で策定するブランディング戦略に基づき、効果的な情報発信を行うための広報戦略を策定する。なお、具体的な情報発信のツールや手法、ロゴやリーフレット等の広報素材についても提案すること。

5 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打ち合わせを行うほか、関連事業全体について随時助言を行うものとする。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

6 成果物の提出

本業務で提案したその他広報物等のデザインを、県が定める期日までに県に提出する。

また、業務完了の際は、業務完了報告書を作成し、本業務により製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等と併せて、県に提出する。

7 委託金額

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 委託料の支払い

完了払

9 履行期間

委託契約締結日から令和6年12月27日まで

10 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知りえた情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報は、秘密を保持し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用を禁止する。
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約。
- (6) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定する。